

久留米市子どもの貧困対策推進計画の総括について

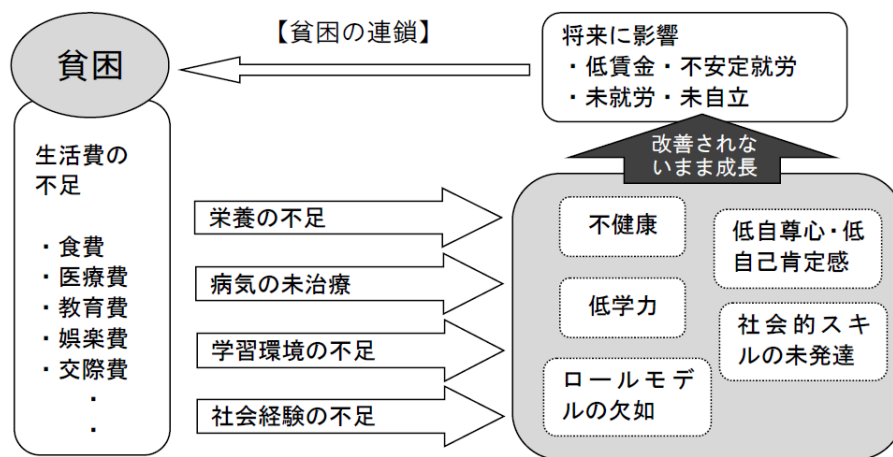
1 久留米市子どもの貧困対策推進計画について

(1) 取り組むに至った背景

平成29年度に実施した「久留米市子どもの生活実態調査」によると、「子どもの貧困率※」は14.2%で、7人に1人が相対的貧困の状態にありました。

相対的貧困は、食べることもままならない生活水準である絶対的貧困とは違い、その時代の社会において、多くの人が当たり前と思っているような生活を送ることが出来ない状況であり、外からは見えにくく、身近に起きている問題としてとらえにくいとされています。しかし、相対的貧困の状態にあると経済的困窮を背景に教育や体験の機会が制限され、地域や社会から孤立し、様々な面で不利な状況に置かれてしまう傾向にあります。

また、貧困家庭に育った子どもが、大人になり「貧困の連鎖」に陥り、再び貧困家庭をつくってしまう危険性が高い状況があります。こうしたことから、この「貧困の連鎖」を断ち切り、地域社会から「子どもの貧困」を減らしていくことが重要である認識のもと、令和2年度に「久留米市子どもの貧困対策推進計画」を策定し、取り組むこととしました。

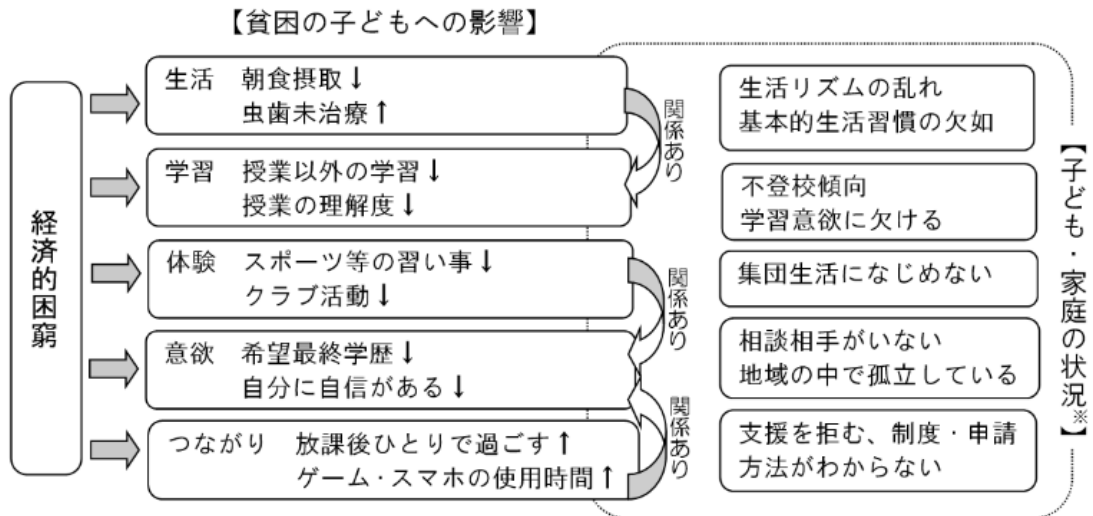


※子どもの貧困率：子ども全体に占める、等価可処分所得が貧困線（所得中央値の半分）に満たない子どもの割合のこと

(2) 貧困の影響

貧困がもたらす子どもへの影響として、経済的困窮が、子どもの生活、学習、体験機会、意欲や自己肯定感、社会的つながりなどに影響を及ぼすことがみられます。また、生活環境、読書や体験活動、近所づきあいなどと、子どもの意欲や自己肯定感には相関関係がみられます。

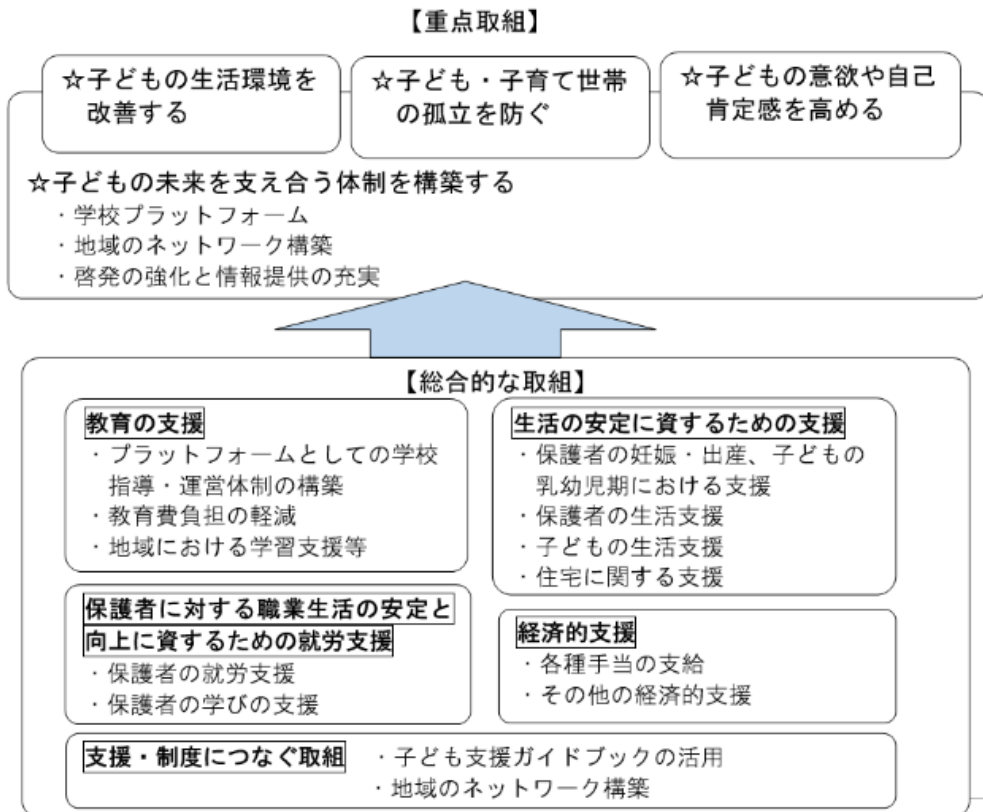
こうしたことから、子どもの生活環境の改善、体験機会の増加、地域での関わりの増加などが、子どものやり抜く力や頑張ろうという意欲につながり、学習面での課題の克服、自己肯定感の向上につながる可能性があります。



※久留米市子どもの生活実態調査及び子どもや子育て支援に関わる機関・団体等のヒアリング調査の結果より

(3) 施策の体系（関係図）

本市では、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」の趣旨を踏まえ、国が示す「教育の支援」、「生活の安定に資するための支援」、「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」、「経済的支援」の4つの重点施策と「支援や制度を必要とする人につなぐ取組」を総合的に進めてきました。



2 計画に掲げる事業の取組状況（令和2～6年度）

（1）教育の支援

① プラットフォームとしての学校指導・運営体制の構築

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制を強化することにより、貧困などの困りごとを抱えた児童生徒の早期発見・早期対応や相談しやすい環境づくりに努めました。

また、生活環境や背景が厳しいかどうかに関わらず、全ての児童生徒の学びに向かう力の育成や学力保障と向上に向けた取組を進めてきました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
スクールソーシャルワーカー活用事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>市教育委員会より学校からの派遣依頼を受けて支援を行う派遣型での配置を行っているが、令和3年10月から、効果的な配置の為、1校区、令和6年6月から追加で1校区、小学校を拠点に中学校を巡回する拠点巡回型での配置を開始した。</p> <p>【事業成果】</p> <p>スクールソーシャルワーカーの体制を拡充・強化することで、貧困などの困り感を抱えている児童生徒の早期発見・早期対応に繋がっている。</p>	学校教育課
スクールカウンセラー活用事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>小学校での配置は、市事業のみであったが、令和2年度から県費での配置も開始し、1校あたりのスクールカウンセラー配置時間が増加した。また、スクールカウンセラーの市直接雇用の職員を増員することで緊急支援体制が整った。</p> <p>【事業成果】</p> <p>スクールカウンセラーの緊急支援体制を強化したことにより、困りごとを抱えた児童生徒・保護者・学校が早期に相談できやすくなっている。</p>	学校教育課
小中学校くるめ学力アップ推進事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>①令和4年度から従前の学力向上実践推進校事業を廃止し、特色ある教育実践指定事業を開始した。</p> <p>②令和6年度は希望した小学校へ「未来の学びチャレンジ問題集」を配付し、学力の保障と向上を図った。</p> <p>【事業成果】</p> <p>①貧困であるかないかにかかわらず、どの児童生徒も学びに向かう力の育成を図ることができた。</p> <p>②特定の学校に限らず、生活環境や背景が厳しい児童生徒をかかえる学校についても、学力の保障と向上に向けた取組についての指導・助言を得ることができた。</p>	学校教育課

② 教育費負担の軽減

経済的な理由により、学校で必要な費用の負担が厳しい世帯に対して、給食費、学用品費などの一部支給や災害共済給付制度の掛金免除など、保護者の教育に係る経済的負担の軽減に取り組みました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
就学援助	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 経済的理由で、就学困難な児童生徒の保護者に対し、給食費や学用品費など、学校で必要な費用を援助することにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。	学校保健課
久留米市奨学金	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 経済的な理由から高等学校等への就学が困難な生徒に対して奨学金を給付することで、経済的負担を軽減し、就学の途を開いてきた。	学校教育課
久留米商業高等学校 寄付金活用奨学金	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度に、現要件(年収900万円以上所得世帯も対象となり得た)を見直し、より低所得者を対象とした制度に改正した。 【事業成果】 経済的理由による奨学金の支給件数は、年間18件のうち令和2年度10件、3年度7件、4年度10件、5年度9件、6年度7件(7年度遡及)だった。	久留米商業高等学校
(独)日本スポーツ振興センター共済掛金	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 要保護及びそれに準じる程度に困窮していると認められる者に対し、災害共済給付制度の掛金を市が負担することにより、保護者の経済的負担を軽減することができた。	学校保健課
高等学校等就学費支援	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 高等学校等就学費支援を行うことにより、子ども達の自立に向けた支援を行った。	生活支援第1課

③ 地域における学習支援等

児童・生徒がいる生活困窮世帯への家庭環境改善支援や社会的居場所での学習支援を実施するとともに、生活体験や社会体験等の取組を継続して支援しました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
子どもの学習・生活支援事業	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 就学児がいる生活困窮世帯(生活保護世帯を含む)を対象とし、世帯全体の家庭環境改善支援を行い、家庭での学習環境が整わない子どもに対しては社会的居場所での学習支援を実施した。	生活支援第2課
青少年学校外活動支援事業 (土曜塾)	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 校区コミュニティ組織や社会教育団体等が構成する地域の運営委員会への補助金交付や職員の助言等により活動支援をすることで、子どもの土曜日の居場所や受け皿作り、学習意欲や学力の向上、さらに生活体験、社会体験等様々な事業を実施した。	生涯学習推進課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
体験活動の機会の提供	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 スポーツ団体や地域などが実施する教室を通じて、子どもたちにスポーツに親しむ機会を提供するとともに、子どもの自主性・協調性・創造性を育む体験活動事業を継続的に行った。</p>	<p>体育スポーツ課</p> <p>生涯学習推進課</p>

(2) 生活の安定に資するための支援

① 保護者の妊娠・出産、子どもの乳幼児期における支援

生活に困窮している世帯かどうかに関わらず、妊娠・出産に関する様々な負担を軽減するため、医療・保健・福祉の観点から取組を進めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
子育て世代包括支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 妊娠期から18歳までの児童がいる家庭の様々な相談に応じ、子どもの成長や世帯の安定を図るための助言対応等を実施した。</p>	こども子育てサポートセンター
妊婦健康診査事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年度から多胎妊婦の健診5回を上乗せ助成(償還払い)し、令和4年度から超音波検査1回分を追加した。</p> <p>【事業成果】 妊婦健康診査の受診費用について助成することで、妊婦の経済的負担の軽減を図り、受診しやすい環境を整えている。</p>	こども子育てサポートセンター
新生児及び妊産婦訪問指導事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年度からコロナ禍においても、支援を受け入れやすくするため、育児用品配布事業を活用し、訪問につなげている。</p> <p>【事業成果】 育児用品配布により、面談や訪問に繋がるケースもでてきており、一定の効果がみられている。</p>	こども子育てサポートセンター
産後ケア事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年度から対象時期を産後4か月未満から1年未満へ拡充した。</p> <p>令和4年度から非課税世帯等の利用料金を0円へ見直し、令和5年度から課税世帯の利用料金を引き下げた(ショートステイ4,500円⇒2,200円、デイサービス1,900円⇒1,000円)。</p> <p>【事業成果】 利用料金を引き下げることにより、希望する方が利用しやすい環境を整えている。</p>	こども子育てサポートセンター
産婦健康診査事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 産婦健診の費用について助成を行っており、産後の初期段階における母子に対する支援を行い、産後うつや新生児への虐待予防を図っている。 (R6年度受診率1回目91.8%、2回目93.8%)</p>	こども子育てサポートセンター

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
妊娠期・出産後の健康教育・相談	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度からマタニティ教室や離乳食教室の電子申請を開始した。</p> <p>【事業成果】 健康教育や相談会を実施し、妊娠期から子育て期までの不安の解消を図っており、マタニティ教室や離乳食教室のアンケート結果からも満足度が高い教室となっている。</p>	こども子育てサポートセンター
多胎育児の産前産後サポート	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年度から拡充し、妊娠初期から産後4か月ごろまでの多胎妊産婦に、担当のピアサポーターが付き、電話・メール・LINE 等にて相談支援を行っている。</p> <p>【事業成果】 妊娠初期から担当のピアサポーターが付くことで、必要な支援に繋がりがやすくなり、保護者の身体的・精神的負担の軽減に寄与し、保護者と子どもの生活の安定を図っている。</p>	こども子育てサポートセンター
乳幼児健康診査事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度から乳幼児健診(集団健診)において、電子申請による予約を開始している。</p> <p>【事業成果】 疾病等の早期発見、保護者等の早期支援、必要時の適切な指導や関係機関へのつなぎを行い、乳幼児の健全な育成を図っている。</p>	こども子育てサポートセンター
エンゼル支援訪問事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度から電子申請による申し込みの受付を開始した。</p> <p>【事業成果】 妊娠期から出産後間もない妊産婦がいる家庭に、育児や家事の援助を行う産前産後ヘルパーを派遣し、保護者と子どもの生活の安定を図った。</p>	こども子育てサポートセンター
地域子育て支援拠点事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年7月から久留米大学つどいの広場「えみくる」を開設した。</p> <p>【事業成果】 子育て交流プラザくるるなどの地域子育て支援拠点において、子育て中の保護者や子どもの交流の促進、子育てに関する相談などを行い、保護者と子どもの生活の安定を図った。</p>	こども子育てサポートセンター
すくすく子育て21事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 コロナ禍において、補助金に関する校区サロンの実施回数の特例を設け、コロナ感染が落ち着いた時期に各校区でサロンを開催できるよう見直した。</p> <p>【事業成果】 小学校区・地区毎に、主任児童委員や民生委員などで構成する「すくすく子育て委員会」が行う子育てサロンの開催や子育てに関する情報提供などについて支援を実施した。</p>	こども子育てサポートセンター
初回産科受診料支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年10月(4月から適用)から、低所得の妊婦に対して、初回の産科受診料の一部または全部(上限1万円)を助成している。</p> <p>【事業成果】 低所得の妊婦に対し、初回の産科受診料を助成することで、経済的負担の軽減を図るとともに、状況を把握し、必要な支援に繋げ、生活の安定を図るよう努めた。</p>	こども子育てサポートセンター

② 保護者の生活支援

生活に係る経済的な負担を軽減するとともに、相談体制を拡充するなど、生活困窮世帯のみならず、全ての子育て世帯を包括的に支援する取組を進めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
自立相談支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度に、コロナ禍における貸付や給付金が終了し、生活に困窮する世帯に対する相談体制を拡充する為、支援員を8名から10名に増員した。</p> <p>【事業成果】 子どもがいる世帯を含む相談があった世帯に対して、伴走型の自立支援を行うことができている。</p>	生活支援第2課
認定就労訓練事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度に就労訓練事業者を1団体増やし、計24事業者とした。</p> <p>【事業成果】 若年層を含む利用者に対して、就労訓練事業者が増えたことにより、就労機会・選択肢が広がった。</p>	生活支援第2課
家計改善支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度に、コロナ禍における貸付や給付金が終了し、生活に困窮する世帯に対する相談体制を拡充する為、支援員を3名から4名に増員した。</p> <p>【事業成果】 子どもがいる世帯を含む相談があった世帯に対して、伴走型の自立支援を行うことができている。</p>	生活支援第2課
就労準備支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 eラーニングやZOOM等を通じた求職対策講座等の実施による就労支援機能の強化を図るため、令和4年度からICT機器を導入している。</p> <p>【事業成果】 若年層を含む利用者に対して、ICT器機を通じた面談やスキル向上講座による就労支援を行った。</p>	生活支援第2課
被保護者就労支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 面談などの就労支援を通じて、生活における自立に繋がった。</p>	生活支援第1課
保育所・認定こども園	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度、保護者の負担を軽減するため、保育施設に使用済みおむつ処分のための保管庫購入費を補助した。</p> <p>【事業成果】 保護者だけでなく、保育士の負担も軽減している。使用済みのおむつをこども毎に分ける必要がなくなり、業務効率化にもつながっている。</p>	子ども保育課
学童保育事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 生活保護受給世帯・就学援助認定世帯に対し、学童保育所利用料の減額を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減している。</p>	子ども政策課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
病児保育事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 福岡県の補助金を活用し、令和5年度から病児保育利用料の無償化を実施している。</p> <p>【事業成果】 病児保育事業を利用する全ての子育て世帯の経済的負担の軽減につながった。</p>	子ども政策課
一時預かり事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 保育園や子育て支援拠点施設などにおいて、保護者の一時的な就労、通院、緊急時等の場合に、子どもの一時預かりを実施し、保護者の生活支援を行った。</p>	子ども保育課 こども子育てサポートセンター
子育て短期支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年度から親子入所等支援を開始し、令和6年度から送迎支援(居宅から実施施設等の間や、通学時等の児童等の付き添いの実施)を開始している。</p> <p>【事業成果】 世帯収入に応じて、利用料の減免も実施し、利用しやすい環境づくりに努めている。</p>	家庭子ども相談課
ファミリー・サポート・センター事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 ひとり親等世帯、生活保護受給世帯、市町村民税非課税世帯に対し、ファミリー・サポート・センター利用料の半額助成を実施し、子育て世帯の経済的負担を軽減している。</p>	こども子育てサポートセンター
DV 被害者等の一時保護と自立支援	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 民間支援団体が運営する通常型のシェルターの家賃及び被害者の子どもの学習支援の費用への補助に加え、令和2年度からは退所後の同行支援の経費、令和3年度からは特性のある母子世帯に対応可能な新たなシェルターの家賃に対し補助金を拡充した。令和3年に久留米警察署と「DV被害者等支援に関する連携協定」を結び、連携を強化した。</p> <p>【事業成果】 市独自の緊急一時保護については、援助に要する費用は徴収しなかったり、世帯収入に応じて減免を実施し、利用しやすい環境づくりに努めている。</p>	家庭子ども相談課
母子・父子自立支援員による相談、情報提供	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 家庭・児童全般についての相談に応じ、母子父子寡婦福祉資金貸付の実施や関係機関との協働により生活の安定や自立を支援している。</p>	家庭子ども相談課
ひとり親家庭日常生活支援の実施	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 世帯収入に応じた負担基準を設け、利用しやすい環境づくりに努めている。</p>	家庭子ども相談課
母子生活支援施設の運営及び措置	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度から緊急一時保護の際の食糧費を増額。</p> <p>【事業成果】 入所中の母子世帯や緊急一時保護になった母子の状況を把握するよう努め、課題解決のため、面談や関係機関との連携を実施した。</p>	家庭子ども相談課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
ひとり親家庭実態調査	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 久留米市における母子家庭や父子家庭の日常生活の状況や要望を把握し、ひとり親への支援の基礎資料とした。	家庭子ども相談課
当事者同士の交流の場の提供	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 マタニティ交流会や低出生体重児・多胎児の育児支援教室を実施するとともに、転入した子育て家庭が集まって交流する機会や初めて子育てを行う保護者と第2子、第3子の子育てを行う保護者をグループに分けて共通の悩みを話す機会を提供し、保護者同士のつながりをつくり、保護者が地域で孤立することなく安心して出産・子育てができる地域づくりにつながった。	こども子育てサポートセンター

③ 子どもの生活支援

子ども達が自身の困りごとなどについて相談し、周りの大人が受け止めることができるよう啓発に取り組むとともに、様々な形態で、子ども達の居場所が確保できるよう取組を進めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
ひとり親家庭等の子どもの育み支援事業	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度から対象地域を市内全域に拡大した。あわせて、定員を増員(30人→40人)した。 【事業成果】 ひとり親世帯の子どもたちに、学習支援や生活習慣の定着を図った。	家庭子ども相談課
子どもの文化芸術体験や鑑賞・活動の機会の提供	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 小・中学生の子ども達の文化芸術体験・活動の機会が増えたことで、より文化芸術に対する意欲・関心を深めることができた。	市民文化部 文化振興課
子ども自身への相談対応	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 周知促進のため、令和4年度に結らいいんの周知カードのデザインを変更した。令和7年1月から小学生のクロームブック「くるめっ子ポータルサイト」から結らいいんのメール相談利用を開始した。 【事業成果】 子ども自身が抱えている困りごとや悩みの相談に専門の相談員が応じ、子どもと一緒に考えたり、解決に向けた助言などを行っている。	こども子育てサポートセンター
子どものSOSの出し方教育	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年度から久留米市立の全中学・高校へ拡充し、令和4年度から特別支援学校でも実施している。 【事業成果】 生徒が自己肯定感を高め、将来起きるかもしれない危機的状況に備えて、SOSを出せるよう支援すること、周囲の大人がSOSを受け止めることができるような啓発となっている。アンケートでは、生徒向け、教職員向け研修ともに、理解度が高い結果が得られている。	保健予防課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
子ども食堂事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>令和2年度から令和5年度まで感染症拡大防止を目的とし、弁当配布も事業費の補助対象とした。</p> <p>令和4年度と令和5年度に、新型コロナ、物価高騰の影響を考慮し、運営費の補助額を1割ずつ増額している。</p> <p>また、令和4年度から子ども食堂を試行実施する団体に対する経費補助を開始するとともに、施設整備補助から5年経過している団体に再補助(上限10万円)を実施している。</p> <p>【事業成果】</p> <p>子ども食堂実施団体に必要な経費を補助することにより、家庭での生活環境が十分に整っておらず、食事の摂取等に問題を抱える子どもに対して、子どもの心身の発達、基本的な生活習慣の習得、福祉の向上を図っている。</p>	子ども政策課
養育費確保支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>令和3年度から養育費に関する公正証書等作成費用や養育費保証契約保証料の補助を行っている。</p> <p>令和4年度から離婚を考えている人やひとり親家庭等を対象に、養育費等セミナー及び個別相談会を開催している。</p> <p>【事業成果】</p> <p>養育費に関する公正証書等作成費用にかかる本人負担費用等を補助することで、ひとり親等の養育費の取り決め内容の債務名義化を支援し、養育費の継続した履行確保を図っている。</p>	家庭子ども相談課
子どもの権利等啓発事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>令和3年度から小学校を対象に事業開始し、令和4・5年度に対象校を拡大した。令和6年度は、公立保育所の児童や保護者、保育士も対象に追加し、3園で実施。幼児期から学童期までの発達段階に応じたプログラムが実施できるよう、対象の拡大を図っている。</p> <p>【事業成果】</p> <p>プログラムを実施し、子どもが自らの権利を学び、相談する力の育成を図ることができた。</p>	家庭子ども相談課

④ 住宅に関する支援

離職等により住居を喪失するおそれがある方への就労自立を目的とした家賃補助を行うとともに、市営住宅の募集において子育て世帯等について別枠で募集を行うなど、生活に困窮する子育て世帯に対して継続して支援しました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
住宅支援	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>なし</p> <p>【事業成果】</p> <p>住宅に困窮する低額所得者の中でも、特に居住の安定確保が必要な子育て世帯、母子・父子世帯、多子世帯については、定期募集と重複可能な別枠の募集を行い、申込みの優遇により居住の安定を図ってきた。</p>	市営住宅課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
住居確保給付金支給事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 生活困窮者自立支援法に定められた既存制度であるが、令和2年度から新型コロナウイルス感染症対策事業として位置づけられて実施した。</p> <p>【事業成果】 子どもがいる世帯を含め給付を行い、家賃補助という一面だけでなく給付中の就労支援につなげた。</p>	生活支援第2課

(3) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

① 保護者の就労支援

母子家庭等の就職が困難な方を雇用した事業主に対する奨励金に継続して取り組むとともに、ひとり親家庭の保護者の就労支援や養育費確保のための相談支援、子育て中の方などを対象とした個別的就労相談など、相談しやすい体制整備に努めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
ひとり親サポートセンター事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度から養育費相談、令和5年度から SNS 相談ツール(LINE)を用いた相談を実施。令和6年度から対象者を拡充し「離婚を考えている人」を追加している。</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の親の就労支援や養育費確保のための相談支援を実施することで、ひとり親家庭の生活の安定を図っている。</p>	家庭子ども相談課
自立支援策定プログラム	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の親の自立支援プログラムの策定とアフターフォローを実施することで、計画的な就労を図っている。</p>	家庭子ども相談課
雇用奨励金事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 母子家庭の母等を含む就職が特に困難を抱える人を雇用する事業主に対し、市が奨励金を支給することで定着を支援し、子を養育する保護者の職業生活の安定と向上に役立てた。</p>	労政課
久留米市ジョブプラザ就労サポーター事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度からジョブプラザ相談者を主な対象とする合同会社説明会・面談会を実施した。</p> <p>【事業成果】 相談者のうち、子育て世代と想定される30歳代～40歳代が約半数を占めている。一人一人に寄り添った継続的な就労支援により、子を養育する保護者の職業生活の安定と向上に役立てた。</p>	労政課
子育て中の人のしごと相談カフェ事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年度から対象者をすべての女性に拡大。また、実施回数を増やし巡回先に久留米大学つどいの広場、職業訓練センター、ゆめタウン久留米を追加。</p> <p>【事業成果】 子育て中の人など働きたい女性を対象に、就労に向けた個別相談や両立支援のための情報提供により、子を養育する保護者の職業生活の安定と向上に役立てた。</p>	労政課

② 保護者の学び支援

ひとり親家庭の保護者の資格取得を支援することで、より良い条件での就労が実現できるよう取組を進めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年度から修業を開始する場合に限り、対象となる資格を拡充した。また、令和6年度から児童扶養手当相当の所得水準を超過しても、翌年1年間については対象者とする事とし、所得制限を緩和した。</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の親の資格取得を支援することで、就労促進を図った。</p>	家庭子ども相談課
自立支援教育訓練給付金事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度から専門実践教育訓練の指定教育訓練講座を受講する場合の給付金の上限金額を引き上げた。令和6年8月末から所得審査を撤廃し、母子父子自立支援プログラム策定を要件とした。</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の親の資格取得を支援することで、就労促進を図った。</p>	家庭子ども相談課
ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和4年度から受講開始時給付金を追加し、給付金の支給割合を変更した。令和5年度から給付金の上限金額を引き上げた。</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の高卒認定試験合格を支援することで、就労促進を図った。</p>	家庭子ども相談課
高等学校等就学費支援	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭の親の資格取得を支援することで、ひとり親の就労支援に取り組んでいる。</p>	生活支援第1課

(4) 経済的支援

① 各種手当の支援

児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当を必要な家庭に適切に支給するとともに、コロナ禍で実施された臨時特別給付金等を確実に支給することで、生活困難世帯の経済的支援を継続的に行いました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
児童手当の支給	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年10月分から対象年齢の引き上げ、第3子加算の増額、大学生年代の算定及び所得制限の撤廃が行われた。</p> <p>【事業成果】 児童の養育者に手当を支給することで、子育て世帯の家計の安定に一定寄与した。 また、令和6年度制度の抜本的拡充により一部の子育て世帯へ支援を拡大することができた。</p>	家庭子ども相談課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
児童扶養手当の支給	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和6年11月分から所得制限の緩和、第3子以降加算の増額が行われた。</p> <p>【事業成果】 令和6年度に所得制限限度額の引き上げ及び第3子以降加算額が改定され、支給対象者の範囲が拡大し、多子世帯の支給額が増えたため、物価高騰の中、多くのひとり親家庭に対して支援ができた。</p>	家庭子ども相談課
特別児童扶養手当の支給	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし</p> <p>【事業成果】 特別児童扶養手当のほかに、障害児福祉手当受給の可能性のある方へも申請案内をし、手続き漏れによる不利益を発生させないよう努めている。</p>	家庭子ども相談課

② 教育費負担の軽減

(1) ②の再掲のため省略

③ その他の経済的支援

生活困窮世帯を含む子育て世帯を対象として、医療費の自己負担の軽減やひとり親家庭向けの貸付金制度の拡充など、支援制度の充実に努めました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
子ども医療費の助成	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和3年4月診療分から、中学生の通院にかかる医療費の自己負担限度額を 3,500 円/月から 1,600 円/月に見直している。</p> <p>令和5年10月診療分から、未就学児までの通院・入院と、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化している。</p> <p>【事業成果】 子どもにかかる医療費を助成することにより、子育て世代の経済的負担を軽減すると同時に、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図った。</p>	医療・年金課
重度障害児(者)医療費の助成	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年10月診療分から、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化している。</p> <p>受給対象者を小学生以上に変更している。</p> <p>【事業成果】 重度障害者にかかる医療費を助成することにより、子育て世代の経済的負担を軽減すると同時に、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図った。</p>	医療・年金課
ひとり親家庭等医療費の助成	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和5年10月診療分から、小中学生の入院にかかる医療費の自己負担を無償化している。</p> <p>【事業成果】 ひとり親家庭等にかかる医療費を助成することにより、子育て世代の経済的負担を軽減すると同時に、疾病の早期発見と治療を促進し、子どもの保健の向上と福祉の増進を図った。</p>	医療・年金課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
未熟児養育医療	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 入院を必要とする未熟児に対し、養育に必要な医療の給付を行い、経済的負担の軽減に努めた。	こども子育てサポートセンター
自立支援医療(育成医療)	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 身体に障害を有する児童等に対し、必要な医療の給付を行い、経済的負担を軽減する。	こども子育てサポートセンター
小児慢性特定疾病医療費の助成	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、その医療費の自己負担分の一部を助成することにより、患児家庭の医療費の負担軽減を図った。	健康推進課
母子父子寡婦福祉資金の貸付	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 令和2年度から事業開始資金や事業継続資金、就学支度資金及び修学資金の貸付限度額を引き上げた。また、令和5年度には、家計が急変した場合の生活資金の規定を新たに追加した。 【事業成果】 母子・父子・寡婦に対して、修学資金、修業資金、就職支度資金をはじめとする12種類の福祉資金の貸付を実施することで生活の安定及び就学・就職等を支援している。	家庭子ども相談課

(5) 支援・制度につなぐ取組

コロナ禍において対面での会議や研修を実施することが困難な時期もありましたが、子ども食堂実施団体同士の意見交換会、子どもの権利に関する研修、校区子育てサロン運営団体を対象とした講座を開催するなど、実施方法に工夫を凝らしながら、継続的に取組を進めました。

また、子どもや子育て家庭が利用できる制度やサービスを網羅した「子ども支援ガイドブック」を作成し、民生委員・児童委員などの支援者に配布しました。

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
子ども支援ガイドブックの作成・配布	【計画期間中に新たに取り組んだ内容】 なし 【事業成果】 子育て支援・保育・教育に関わる支援者が、子どもの支援に関係する情報を把握し、各家庭や子どもの状況に応じて制度の紹介や相談機関へつなぐなど、支援することの一助となった。	子ども政策課

事業名	計画期間中に新たに取り組んだ内容、事業成果	担当課
地域のネットワークの構築	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>子ども理解を深めるための連続講座を令和2・3年度は、コロナ禍で、オンライン形式にて実施している。</p> <p>地域コミュニティ組織と協働し、地域全体で子育て支援に取り組み、児童虐待の発生予防や早期発見を行うことを目的に、子どもの権利に関する研修を実施している。</p> <p>【事業成果】</p> <p>子ども食堂に関する意見交換会を実施し、課題の共有や市と団体の関係づくり、支援を必要とする子どもたちを支援につなぐ関係づくり等を行った。</p> <p>各地域コミュニティ組織に研修会の開催を働きかけ、子どもの権利や児童虐待防止などに関する意識の醸成を図ることができた。</p> <p>さらに、支援講座を通して校区・地域の子育てサロンの支援を行うとともに、市と各校区の主任児童委員、民生委員との関係づくりや課題共有、情報交換も行った。</p>	<p>子ども政策課</p> <p>家庭子ども相談課</p> <p>こども子育てサポートセンター</p>
子どもに関わる機関や地域団体等への啓発の強化	<p>【計画期間中に新たに取り組んだ内容】</p> <p>令和3年度から、出前講座のメニューに「子どもの貧困対策について」を追加した。</p> <p>【事業成果】</p> <p>出前講座のメニューに「子どもの貧困対策について」を追加し、子どもの貧困対策への理解促進を図っている。</p>	<p>子ども政策課</p>

(6) 重点取組について

① 子どもの生活環境を改善する

スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの体制強化、生活困窮世帯に対する相談体制の拡充、子ども食堂に関する補助金の拡充やひとり親サポートセンターの相談体制の拡充などの新たな取組を行いました。

こうした取組により、子どもとその家庭の困りごとの解決、保護者の就労状況の改善、子ども達の生活習慣を学ぶ機会の提供に努めました。

② 子どもの意欲や自己肯定感を高める

生活困窮世帯等の子どもを対象とした学習支援の場の提供を継続して行うとともに、子どものSOSの出し方教育などで子どもが権利を学ぶ場の提供を行い、子ども達のエンパワメントに努めました。

③ 子ども・子育て世帯の孤立を防ぐ

円滑な支援につなげるための育児用品等の配布や、校区の民生委員等と連携して子ども食堂の運営などを行い、コロナ禍において人と人が接触することが難しい中においても、困りごとを抱える当事者も通うことができる地域の居場所づくりに努めました。

④ 子どもの未来を支え合う体制を構築する

子ども食堂実施団体同士の意見交換会、校区子育てサロン運営団体を対象とした講

座を開催するなど、コロナ禍においても実施方法に工夫を凝らしながら、支援活動を行う団体や関係機関が連携するきっかけとなる場づくりを行いました。

また、子どもや子育て家庭が利用できる制度やサービスを網羅した「子ども支援ガイドブック」を作成し、民生委員・児童委員などの支援者に配布しました。

3 令和6年度久留米市子どもの生活実態調査の結果について

(1) 生活困難世帯の状況

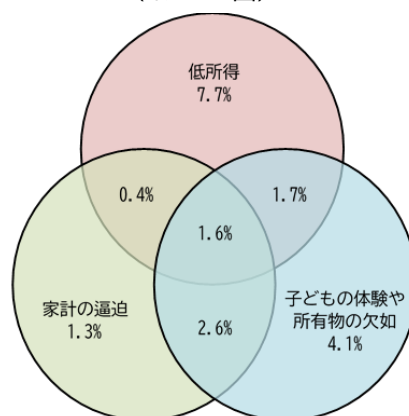
平成29年度及び令和6年度に、久留米市在住の小学5年生・中学2年生とその保護者を対象に実施した「久留米市子どもの生活実態調査」の結果を比較して、見えてくる生活実態の状況は次のとおりです。

① 生活困難度

全体としては、前回調査と比べ、「低所得」や「家計の逼迫」の割合は減っており、生活困難層の割合も減っています。

生活困難度を測る3つの要素の割合	単位：％	
	平成29年度	令和6年度
①低所得	14.2	11.4
②家計の逼迫	7.7	5.9
③子どもの体験や所有物の欠如	9.5	10.0

令和6年度 生活困難度の割合
(イメージ図)



生活困難度の割合	単位：％	
	平成29年度	令和6年度
生活困難層	22.1	19.4
困窮層 (①～③の2つ以上該当)	7.5	6.3
周辺層 (①～③の1つ以上該当)	14.6	13.1
一般層	77.9	80.6

生活困難度を測る3つの要素の定義

①低所得	世帯の可処分所得を世帯人員数の平方根で割り出した値(＝等価可処分所得)が、厚生労働省「令和5年国民生活基礎調査」の結果から算出された貧困線「136万円」を下回る世帯。
②家計の逼迫	過去1年間に経済的な理由で経験した「公共料金や家賃の滞納」、「食費や衣類の費用の切り詰め」など全17項目のうち6項目以上該当する世帯。
③子どもの体験や所有物の欠如	過去1年間に経済的な理由で子どもに関して経験した「子どもの進路の変更した」、「子どもの服や靴が買えなかった」など全11項目のうち、3項目以上該当する世帯。

しかしながら、ひとり親世帯や養育者世帯では、依然として生活困難層の割合が多くなっています。

生活困難度別 世帯類型の割合

単位：％

	令和6年度					
	全体	ふたり親の世帯	ひとり親の世帯			養育者世帯
			母子	父子	合計	
生活困難層	19.4	14.9	52.1	35.5	48.7	100.0
困窮層	6.3	4.0	23.2	16.7	21.8	66.7
周辺層	13.1	10.9	28.9	18.8	26.9	33.3
一般層	80.6	85.2	47.9	64.6	51.3	-

※養育者世帯＝父母がおらず、祖父母等が養育している世帯

② 保護者の相談相手

「いざというときのお金の援助」に関しては、他の項目と比べて「頼れる人がいない」「人に頼らない」の割合が多くなっています。また、前回調査と比べて、相談相手がいない、または、相談しなかった保護者の割合は、全体的に、やや増えています。

相談項目別 相談相手の有無等

単位：％

設問項目	頼れる人がいる	頼れる人がいない	そのことでは人に頼らない	無回答
子育てに関する相談	93.9	2.9	2.1	1.2
重要な事柄の相談	91.6	3.7	3.0	1.7
いざという時のお金の援助	68.5	9.7	19.3	2.5
その他	54.2	5.1	4.8	35.8

困っていることについての相談相手がいない、または相談しなかった保護者の割合

単位：％

		平成29年度	令和6年度
全体		18.2	19.4
生活困難層	困窮層	38.2	45.9
	周辺層	28.3	27.5
一般層		14.4	16.2

③ 世帯の手取り収入

全体では、約5割が「400～450万円未満」から「700～800万円未満」に分布しているのに対して、生活困難層では、約6割が「50万円未満」から「200～250万円未満」に分布しています。

生活困難度別 世帯の手取り収入

単位：％

区分	50万円未満	50万円～100万円未満	100万円～150万円未満	150万円～200万円未満	200万円～250万円未満	250万円～300万円未満	300万円～350万円未満	350万円～400万円未満	400万円～450万円未満	
	全体	0.9	1.8	2.6	3.0	3.9	3.8	4.9	7.4	7.8
生活困難層	困窮層	3.0	9.0	12.0	17.3	17.3	7.5	3.0	9.0	6.8
	周辺層	5.8	9.4	13.8	12.7	15.9	6.2	5.1	9.8	2.9
一般層	-	-	0.1	0.4	1.0	3.2	5.1	7.0	8.8	

単位：％

区分	04	05	06	07	08	09	以上	無回答
	万5 円0 未 満5 0	万0 円0 未 満6 0	万0 円0 未 満7 0	万0 円0 未 満8 0	万0 円0 未 満9 0	万0 円0 未 満1 0	10 0 0 万 円	
全体	8.1	13.1	10.7	7.4	4.2	3.0	7.5	9.7
生活 困難層	困窮層	3.0	3.8	3.8	1.5	0.8	-	2.3
	周辺層	5.1	4.0	2.9	0.4	0.4	0.4	4.7
一般層	9.1	15.5	12.7	9.1	5.2	3.7	9.3	9.9

④ 経済的な理由で経験したこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「趣味やレジャー」、「新しい服や靴を買う」、「食費」の支出が抑制されている。前回調査と比べると、生活困難度に関わらず、支出を抑制する世帯の割合が増えています。

生活困難度別 経済的な理由で経験したこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
趣味やレジャーの出費を減らした	33.7 (28.9)	56.5 (52.7)	89.5 (76.5)
新しい衣服や靴を買うのを減らした	33.1 (30.1)	60.5 (54.5)	97.0 (91.8)
食費を切りつめた	26.5 (21.0)	55.4 (50.9)	91.7 (90.0)
新聞や雑誌を買うのを減らした	9.3 (2.3)	26.8 (15.4)	54.9 (56.5)

※（ ）内は前回調査

⑤ 経済的な理由で子どもにできなかったこと

生活困難度が高まるにつれ、支出を抑制する世帯の割合が増えており、特に困窮層では「旅行やレジャー」、「おこづかい」の支出が抑制されています。前回調査と比べると、生活困難層（困窮層と周辺層）での支出抑制する世帯の割合が増えており、子どもの機会・体験が減っている世帯が増えています。

生活困難度別 経済的な理由で子どもにできなかったこと（回答割合上位の抜粋） 単位：％

回答項目	一般層	周辺層	困窮層
子どもを旅行やレジャーに連れていくことができなかった	14.5 (14.4)	47.1 (44.6)	90.2 (75.9)
子どもを学習塾やスポーツなどの習い事に通わせられなかった	5.1 (6.4)	34.1 (26.2)	65.4 (67.6)
子どもへおこづかいを渡すことができなかった、渡す額を減らした	4.1 (2.6)	30.1 (24.1)	80.5 (67.1)

※（ ）内は前回調査

⑥ 子どもの進学希望の理由

進学先を選択する理由として、「希望する学校や職業があるから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が少なくなっています。一方で、「家にお金がないと思うから」では、生活困難度が高くなるにつれて割合が多くなっています。

生活困難度別 進学希望の理由

単位：％

区分	業希望があるから	え自分の成績から考	る親がそう言ってい	る兄・姉がそうしてい	か達がその先輩いや友	まわりの先輩いや友	家にお金がないと思	早く働く必要があ	その他	とくに理由はない	無回答
全体	50.9	15.2	13.9	5.0	3.7	3.3	3.9	9.7	21.9	0.7	
生活 困難層	40.7	19.8	11.6	4.7	3.5	10.5	5.8	8.1	27.9	1.2	
困窮層	40.7	19.8	11.6	4.7	3.5	10.5	5.8	8.1	27.9	1.2	
周辺層	46.6	15.5	13.8	5.7	2.9	5.7	5.7	10.9	20.1	1.1	
一般層	52.1	14.6	14.0	5.0	3.7	2.4	3.6	9.8	21.8	0.6	

⑦ 子どもの夏休みや冬休みなどの期間の昼食

夏休みや冬休みなどの期間の昼食については、生活困難度が高くなるにつれて「毎日食べる」と回答した割合が減っています。しかしながら、前回調査と単純比較はできないが、今回調査では、「毎日食べる」もしくは「週5～6日」と回答した割合が、一般層 96.3%、周辺層 91.8%、困窮層 92.2%と、やや改善しています。

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況 単位：％

区分	(毎日食べる 週7日)	週5 ～ 6日	週3 ～ 4日	ど日週 食、1 ほ、 べな い、2	無回答
全体	88.7	6.7	2.3	0.8	1.4
生活 困難層	79.8	12.4	3.9	2.3	1.6
困窮層	79.8	12.4	3.9	2.3	1.6
周辺層	81.5	10.3	4.4	1.5	2.2
一般層	90.5	5.8	1.9	0.6	1.3

生活困難度別 夏休みや冬休みなどの期間の昼食の状況【前回調査】 単位：％

区分	日ほ毎 ぼ日 毎・	週5に 日4	週3に 回2	回週 程に 度1	い食 べな	無回答
全体	88.6	9.2	1.5	0.2	0.3	0.2
生活 困難層	79.6	13.2	6.0	-	1.2	-
困窮層	79.6	13.2	6.0	-	1.2	-
周辺層	86.1	10.9	1.8	0.6	0.3	0.3
一般層	90.0	9.4	1.0	0.2	0.2	0.2

⑧ 子どもの心身の不調

生活困難度に関わらず、一定数の子どもたちが心身の不調を抱えているが、生活困難度が高くなるにつれて、その割合が増える傾向にあります。

生活困難度別 子どもの心身の不調

単位：%

区分	いねむれな	るいよたく頭なが	い歯がいた	づものいを見	え音が聞こ	くかよくなるいおたな	をよひくかせ	るかよゆく体なが
全体	8.8	11.0	1.8	6.0	3.3	15.1	2.7	11.5
生活 困難層	困窮層	8.5	17.8	0.8	7.8	6.2	22.5	3.1
	周辺層	12.5	12.5	2.6	6.6	5.5	17.7	4.1
一般層	7.9	9.9	1.7	5.8	2.8	14.2	2.4	11.0

単位：%

区分	る持不 ち安 にな な気	気ま にわ なり るが	起や きる な気 いが	すい ら いら	そ の 他	とに と は な く な る に い こ 気	無 回 答
全体	18.7	18.7	23.0	18.5	5.5	43.5	1.5
生活 困難層	困窮層	26.4	24.0	26.4	21.7	4.7	34.1
	周辺層	22.5	24.0	29.2	24.0	5.5	33.6
一般層	17.6	17.5	21.7	17.0	5.7	46.3	1.1

(2) 調査結果から見てきた現状と課題

生活困難層は減ってはいますが、ひとり親や養育者の世帯の生活困難層の割合は高く、依然として困難な状況に置かれています。

相談相手がない、相談しなかった割合が全体的に増えていることから、核家族化やコロナ禍の影響で、子育て世帯の孤立が進んでいることが推測されます。

生活困難層の手取り収入は、かなり低く、経済的な理由で「新しい服を買う」「食費」「旅行やレジャー」をあきらめる割合が、前回調査から増えています。前回調査と比べて、低所得の割合が減っていることも踏まえると、子育て世帯間の格差が広がっていることが推測されます。

また、生活困難層において、「子どもの進学」「夏休み期間などの昼食」「心身の不調」については、一般層と比べて厳しい状況にあり、貧困が子どもの成育に影響を与えている状況は変わっていません。

このようなことから、生活困難層の割合は減っていますが、依然として経済的に厳しい状況に置かれており、そのことが子どもの機会・体験、進学、健康面などに大きな影響を与えています。また、子育て世帯の孤立が進んでおり、課題を抱えていても、相談しにくい、または、相談できない状況が、更に生活することを困難にしていると推測されます。

4 計画の取組結果

(1) 子どもの貧困対策に関する指標の状況

子どもの貧困対策を進めるにあたり、実効性や施策効果を確認するため、9つの指標を設定しています。指標のうち、直近の実績値で4つが目標に到達していますが、残り5つは到達していません。

No	指標	計画掲載値	目標	直近の実績値	達成状況
1	子どものいる生活困難世帯の割合	22.1% (平成29年度)	↓	19.4% (令和6年度)	○
2	毎日朝食を食べる子どもの割合	全体92.6% 生活困難世帯88.4% (平成29年度)	↑	全体90.4% 生活困難世帯85.0% (令和6年度)	×
3	ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合	母子世帯49.7% 父子世帯74.7% (平成28年度)	↑	母子世帯51.3% 父子世帯72.9% (令和3年度)	×
4	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合	小学6年生77.4% 中学3年生67.8% (令和元年度)	↑	小学6年生82.5% 中学3年生80.2% (令和6年度)	○
5	生活保護世帯に属する子どもの進学率(高等学校等・大学等)	高等学校等95.2% 大学等30.9% (平成30年度)	↑	高等学校等86.1% 大学等38.5% (令和6年度)	×
6	困っていることについての相談者がいない又は相談しなかった保護者の割合	18.2% (平成29年度)	↓	19.4% (令和6年度)	×
7	近所の人と付き合いがない子どもの割合	12.1% (平成29年度)	↓	13.1% (令和6年度)	×
8	スクールソーシャルワーカーによる支援件数	163件 (平成30年度)	↑	333件 (令和6年度)	○
9	生活自立支援センターの相談支援件数	1,020件 (平成30年度)	→	1,181件 (令和6年度)	○

(2) 全般的な取組の評価と課題

コロナ禍もあり、各種給付金等により経済的な支援が進んだ面もありますが、対面での交流が制限されたことにより、地域における居場所づくりが進まず、子育て世帯が孤立してしまったのではないかと推測されます。このことは、課題を抱えていても、相談できない状況となってしまうため、更に困難な状況に追い込まれる、負の連鎖に陥る可能性が高くなります。

また、生活困難層の割合は減ってはいますが、ひとり親世帯は依然として経済的に厳しい状況に置かれており、世帯所得、子どもの機会・体験・進学・健康面での格差が、子育て世帯間で広がっていることが懸念されます。

こうしたことから、生活困難世帯がその状況から抜け出せない、「固定化」が進んでいる可能性があることは否定できないと考えられます。

(3) 今後の課題と取組の方向性

① 教育の支援

スクールソーシャルワーカーの体制強化や生活困窮世帯への家庭環境改善支援、子どもの学習・生活支援などの取組により、スクールソーシャルワーカーによる支援件数や生活保護世帯に属する子どもの大学等への進学率の実績値は改善していますが、高等学校等の実績値は改善していません。また、子どもの様々な体験活動の機会の提供するための仕組みづくりはコロナ禍の影響もあり進んでいません。

今後は、既存の取組を継続していきながら、体験活動の機会提供の仕組みづくりの検討を進め、更なる教育の支援について取り組んでいきます。

② 生活の安定に資するための支援

妊娠・出産に係る受診料等の支援や、病児保育利用料の無償化、ひとり親家庭への支援の充実などに取り組んだ結果、生活困難世帯の割合は減少し、家計がひっ迫している状態にある世帯の割合も減少しております。

今後も、子どもや子育て家庭が置かれている状態に応じて、必要な支援策等を検討し、生活困難世帯の生活の安定に資する取組を行っていきます。

③ 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援

就労や資格取得の支援を拡充しながら継続して取り組んだ結果、コロナ禍を経ても、ひとり親家庭の親の正規の職員・従業員の割合は、悪化することなく、概ね横ばいとなっています。一方で、母子世帯においては、依然として低い状況が続いています。

就労や資格取得の支援に引き続き取り組みながら、子育てのために短時間勤務や非正規雇用で働く、ひとり親がいる現状を踏まえて、子育て支援サービスの更なる充実に取り組む必要があります。

④ 経済的支援

生活困難世帯の割合は減少し、家計がひっ迫している状態にある世帯の割合も減少しています。一方で、子どもの体験や所有物の欠如を経験した子どもの割合は増えています。

経済的な負担は、やや軽減しているものの、物価高騰の状況は続いていますので、引き続き子育て世帯の経済的負担軽減に取り組んでいきます。

⑤ 支援・制度につなぐ取組

平成29年度と令和6年度を比較すると、困っていることについての相談者がいない、又は相談しなかった保護者の割合や近所の人と付き合いがない子どもの割合は、やや増えています。これは、コロナ禍により子育て世帯の孤立が進んでいるのではないかと推測されます。

こうしたことから、支援・制度につなぐために、孤立している子育て世帯の地域

における居場所をしっかりと確保する取組を進めていきます。

⑥ 重点取組について

子どもの生活環境の改善の取組は一定進んではきましたが、コロナ禍もあって、子どもの意欲や自己肯定感を高める取組、子育て世帯の孤立を防ぐ取組や地域での支え合いや信頼関係の構築などの取組は思うように進んでいません。

こうしたことを踏まえて、文化芸術・スポーツなどの体験の機会提供、行政や地域・民間団体と連携した相談支援の体制づくりや困りごとを抱える家庭の保護者などの当事者同士がつながる場所の提供などに、引き続き取り組んでいきます。